

一般社団法人日本データベース学会国際連携委員会規程

2023年 1月 1日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）国際連携委員会（以下、本委員会という）は、本学会に関連する種々海外の学会等との連携を持って、本学会の会員に寄与することを目的とする。

(組織・構成)

第2条 本委員会の構成は次の通りとし、委員長、副委員長の任期は、副会長、理事の任期の範囲とする。

委員長：国際連携担当副会長

副委員長：委員長が必要と認めた理事

委員：委員長が必要と認めた理事または学会会員

(職務)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を開催し、審議内容、企画案等を理事会に報告、上申する。

(経費)

第4条 本委員会の経費は、本学会の経費として計上する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1. 本規程は、2023年1月1日から施行する。

以上